

子どもたちの豊かな育ちを保障する「保育制度」を求める意見書(案)

6月29日、政府は少子化社会対策会議において、「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」を閣議決定しました。これは、経済成長戦略の一環として、社会保障としての「保育」に、市場原理の導入や直接契約・直接補助方式への転換、指定管理者制度の導入をすすめようとするものです。これまでの日本の保育所制度は、児童福祉法の「すべての子どもは、等しく生活を保障される」という基本理念を踏まえながら、①保育所の入所と保育の保障には、市町村が責任を持つ、②保育所の設備や条件、運営について一定以上の水準を確保するために、最低基準を設ける、③保育実施の費用は、市町村・都道府県・国が分かち合い、公費で負担するという、3つの機能を柱とする公的システムによって成り立ってきました。今、政府が進めようとしている「子ども・子育て新システム」への改革は、国と市町村の責任を後退させ、幼稚園と保育所を一体化した「子ども園」に営利企業を積極的に参入させ、予算は丸ごと「一括交付金」化して、自治体の自由に任せるというものです。また、幼保一元化といいながら、幼児教育は単なる就学準備のための保育に、保育は保護者が働いている時間だけを預かる託児にするもので、これまでの日本の保育や幼児教育の到達点を無視したものです。憲法や児童福祉法の理念に基づき、すべての子どもたちの発達と生活を等しく保障する立場で、長年培われてきた保育・子育ての公的システムを切り崩し、現行の保育園や幼稚園のあり方を大きく変えてしまうものです。

政府におかれては、関係者の意見をしっかり聞いて「子ども・子育て新システムの基本制度要綱」を撤回し、子どもたちの健やかな育ちを保障し、安心して子どもを生み育て、働き続けられるような、現行の「認可保育制度」の拡充を図られるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

2010年12月 日

熊本市議会